

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付申請用チェックリスト<その1>

※申請書等一式提出の際、以下の順番通りに並べてください。また、対応する書類に手書きで書類番号を追記してください。

(1)全事業者共通

書類番号	提出書類	様式	提出が必要な方	チェック欄	備考
1-0	チェックリスト	本紙(3枚紙)	全申請者	添付あり	
1-1	福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付申請書	様式第1号	全申請者	添付あり	
1-2	事業再開等計画書	様式第1号(別紙1)	全申請者	添付あり	
1-3	定款の写し	—	法人	添付あり/該当せず	
	登記事項証明書	—	法人	添付あり/該当せず	
	住民票	—	個人	添付あり/該当せず	
1-4	原子力災害時に12市町村内で事業を行っていたことを証明できる書類	※原子力災害時に12市町村内で事業を行っていたことが確認できない場合は、補助の対象外となり申請できません			
	① 原子力災害発生時に12市町村内で事業を行っていたことが確認できる決算書又は税務申告書の控え	—	全申請者	添付あり	売上高が記載されているものを提出すること
	② 12市町村内で事業を行っていたことが確認できる第三者による証明書(罹災証明、被災証明若しくは市町村への各種届け出書類の写し、又は、地元商工会・商工会議所の会員証明書(様式任意)など)	—	1-4-①の書類で、震災時に12市町村で事業を行っていたことが確認できない場合	添付あり/該当せず	
1-5	震災後休業していること等を証明する書類	原子力災害後、休業していた者又は休業していたとみなせる者で、12市町村外において事業再開等を行う場合			
	A) 休業していることがわかる書類の写し(休業届の控えなど)※	—	震災後休業していた申請者	添付あり/1-8 決算書添付あり/該当せず	※1-8で直近の決算書を添付している場合は不要
	B) 震災前に終了した直近の事業年度に係る売上高を示す決算書又は税務申告書の控え	—	震災後休業していたとみなせる申請者	添付あり/該当せず	
1-6	暴力団排除に関する誓約書	様式A	全申請者	添付あり	
1-7	役員一覧	様式B	全申請者	添付あり	個人事業主も該当
1-8	決算書の写し(直近2期分)	—	全申請者	添付あり	
1-9	納税証明書(県税に未納がないことを証明するもの)	—	全申請者	添付あり	証明日が公募期間内のもの。写しは不可
1-10	会社案内	—	任意	添付あり/なし	
1-11	認定経営革新等支援機関確認書	様式第2号	全申請者	添付あり	
	認定支援機関が事業再開等計画書を確認した際に使用した資料一式(★)	—	(★の書類が県庁への提出書類と同じ場合は省略可)	添付あり/省略	
1-12	市町村復興計画等確認書	様式第15号	補助対象経費の限度額を1000万超とする場合	添付あり/該当せず	
1-13	類似の補助金等の実績報告書の写し(事業完了前の場合は、申請書の写し)	—	震災後、類似の補助金の交付を受けた場合	添付あり/該当せず	
1-14	事業承継したことを確認できる書類	—	原子力被災事業者から事業を承継した申請者	添付あり/該当せず	
1-15	前回事業の投資効果を確認することができる書類 (例) ・補助金の交付前、交付後の売上や受注件数の比較 ・(施設、設備、宿舍の場合)利用状況の報告 ・(新商品、サービス開発)新商品、サービスの販売状況 ・(市場開拓調査)調査の結果を踏まえた取り組み内容	—	過去に事業再開補助金の交付を受けた場合	添付あり/該当せず	様式第1号(別紙1)事業再開等計画書「3 補助金等の交付を受けた実績説明」の他に添付が必要です。
1-16	その他知事が必要と認める書類	—		添付あり/該当せず	

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付申請用チェックリスト<その2>

(2)施設の整備・修繕を申請する場合／宿舍整備を申請する場合

【ご質問】

あなたは、施設又は宿舍に係る経費を申請していますか。

→ □はい (※次の2-1～2-10の書類を提出してください。)

→ □いいえ (※次の2-1～2-10の書類は不要です。)

書類番号	提出書類	様式	提出が必要な方	チェック欄	備考
2-1	申請に要する費用が確認できる書類 (見積書の写し)	—	全申請者	添付あり	見積額が税抜50万円以上の 場合2社以上の見積書(相見 積書)が必要
2-2	整備予定の施設の図面				
	① 施設の平面図	—	全申請者	添付あり	
	② 施設の立面図	—	全申請者	添付あり	
	③ 施設の配置図	—	全申請者	添付あり	
2-3	修繕前の施設の写真	—	修繕に係る申請の場合	添付あり／該当せず	
2-4	店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用する施設について、事業目的部分を特定するための書類				
	① 事業目的外を含む計画施設の図面	—	店舗兼住宅など事業用 以外の用途にも使用する 施設を申請する場合	添付あり／該当せず	書類番号2-2に同じ
	② 事業目的外を含む計画施設に係る見積書	—		添付あり／該当せず	
	③ 補助金額の算定式を記載した書面	—		添付あり／該当せず	
2-5	既存施設の現状の使用状況を確認できる書類				
	① 既存施設の図面	—	申請施設と同様の施設 を保有している場合(建 て替えの場合を含む)	添付あり／該当せず	
	② 既存施設の写真	—		添付あり／該当せず	
2-6	土地の図面	—	土地を取得する場合	添付あり／該当せず	
2-7	土地の現状の写真	—	土地を取得する場合、又は、施設を新築する場合	添付あり／該当せず	
2-8	宿舍の規模の妥当性を説明する資料	—	宿舍を新設する場合	添付あり／該当せず	
2-9	修繕施設の登記事項証明書	—	修繕に係る申請の場合	添付あり／該当せず	原則として事業者名義の施設に限る。根抵当権が設定されている施設は補助対象外。
2-10	申請施設にかかる土地の登記事項証明書	—	施設を新設する場合	添付あり／該当せず	原則として事業者名義の土地に限る。名義が異なる場合は別途、貸借契約等を添付すること。根抵当権が設定されている土地は補助対象外。

(3)設備(車両・重機の購入を除く)の整備・修繕を申請する場合

【ご質問】

あなたは、車両・重機以外の、設備に係る経費を申請していますか。

→ □はい (※次の3-1～3-8の書類を提出してください。)

→ □いいえ (※次の3-1～3-8の書類は不要です。)

書類番号	提出書類	様式	提出が必要な方	チェック欄	備考
3-1	申請に要する費用が確認できる書類 (見積書の写し)	—	全申請者	添付あり	見積額が税抜50万円以上の 場合2社以上の見積書(相見 積書)が必要
3-2	仕様書、カタログ	—	全申請者	添付あり／該当せず	
3-3	配置図(現状・導入後)	—	施設に固定して使用する設備を整備する場合	添付あり／該当せず	
3-4	設備導入場所の写真	—	施設に固定して使用する設備を整備する場合	添付あり／該当せず	新設の場合も写真を添付すること。
3-5	既存の設備の写真	—	同種の設備を保有している場合(修繕の場合を含む)	添付あり／該当せず	
3-6	固定資産台帳(減価償却資産に係るもの)の写し	—	固定資産台帳に登録された同種の設備を保有している場合	添付あり／該当せず	台帳と現状が異なる場合は任意の説明を追加すること。
3-7	オプションの必要性を説明する書類	様式C	導入する設備にオプションをつける場合	添付あり／該当せず	すべてのオプションについて説明が必要です。
3-8	現有設備の稼働状況等を説明する書類	様式D	同種の設備を保有している場合	添付あり／該当せず	

(4)車両・重機(設備)の整備・修繕を申請する場合

【ご質問】

あなたは、車両・重機に係る経費を申請していますか。

→ はい (※次の4-1～4-7の書類を提出してください。)

→ いいえ (※次の4-1～4-7の書類は不要です。)

書類番号	提出書類	様式	提出が必要な方	チェック欄	備考
4-1	申請に要する費用が確認できる書類 (見積書の写し)	—	全申請者	添付あり	見積額が税抜50万円以上の 場合2社以上の見積書(相見 積書)が必要
4-2	仕様書、カタログ	—	全申請者	添付あり/該当せず	
4-3	既存の車両・重機の写真	—	同種の車両・重機を保有 している場合(修繕の場 合を含む)	添付あり/該当せず	増車・入替いずれの場合も必 要です。
4-4	固定資産台帳(減価償却資産に係るもの)の写 し	—	固定資産台帳に登録さ れた同種の設備を保有 している場合	添付あり/該当せず	
4-5	オプションの必要性を説明する書類	様式C	導入する車両・重機にオ プションをつける場合	添付あり/該当せず	全てのオプションについて説 明が必要です。
4-6	現有車両・重機の稼働状況等を説明する書類	様式E	同種の車両・重機を保有 している場合(修繕の場 合を含む)	添付あり/該当せず	同種ではない車両・重機につ いては記載不要(例:乗用車 等)
4-7	現有車両・重機の自動車検査証の写し	—	同種の車両・重機を保有 している場合(修繕の場 合を含む)	添付あり/該当せず	同種ではない車両・重機につ いては添付不要(例:乗用車 等)

(5)新商品・新サービス開発を申請する場合

【ご質問】

あなたは、新商品・新サービス開発に要する経費を申請していますか。

→ はい (※次の5-4の書類を提出してください。)

→ いいえ (※次の5-4の書類は不要です。)

書類番号	提出書類	様式	提出が必要な方	チェック欄	備考
5-1	申請に要する費用が確認できる書類 (見積書の写し)	—	全申請者	添付あり	見積額が税抜50万円以上の 場合2社以上の見積書(相見 積書)が必要
5-2	仕様書	—	技術導入費、外注加工 費、委託費等を申請する 場合	添付あり/該当せず	発注内容がわかる仕様書を 提出してください。
5-3	新商品・新サービス開発にかかる計画書	—	全申請者	添付あり/該当せず	どのような期間でどのような ものを開発するかがわかる計 画である必要があります。
5-4	原材料費受払簿	—	原材料費を申請する場 合	添付あり/該当せず	